

# 旭川テニス協会役員候補者選考規程

(平成22年11月4日理事会決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川テニス協会（以下「テニス協会」という。）の役員（テニス協会会則第9条に規定する役員から団体推薦理事を除いた役員及び北海道テニス協会から推薦依頼を受けた北海道テニス協会の理事をいう。以下同じ。）候補者の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員候補者の選考時期)

第2条 役員候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 役員の任期が満了となったとき。
- (2) 役員が辞任を申し出たとき。
- (3) 役員が欠員となったとき。
- (4) 役員定数が増員となったとき。

2 前項の理由が生じた場合には、速やかに役員の選考を開始するものとする。ただし、任期の満了により役員が欠員となる場合は、欠員となる日の6か月前から選考を開始することができる。

(役員候補者(案)の作成)

第3条 テニス協会会長（以下「会長」という。）は、役員の選考の必要が生じた場合、前条の規定に基づき、役員候補者(案)（以下「候補者(案)」という。）を作成し、旭川テニス協会理事会（以下「理事会」という。）に付議するものとする。

(理事会での審議)

第4条 理事会は、前条に基づき会長から付議のあった会長、理事長及び北海道テニス協会理事の候補者(案)に対して、役員区分別に無記名可否投票を行い有効投票数（白票は含まない。以下同じ。）の3分の2以上の票を得た候補者(案)を、理事会(案)として、テニス協会総会（以下「総会」という。）に付議するものとする。

2 可否投票の結果、有効投票数の3分の2以上の票を得られなかった役員の区分については、「役員候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会において候補者(案)を作成し、理事会に付議するものとする。

3 理事会は選考委員会から付議された候補者(案)及び会長から付議された会長、理事長及び北海道テニス協会理事を除く候補者(案)に対しては、内容を最大限尊重のうえ審議を行い、候補者(案)を策定し、総会に付議するものとする。

(選考委員会)

第5条 理事会に、選考委員会を置く。

(選考委員会の組織)

第6条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 顧問
- (2) 会長
- (3) 副会長
- (4) 理事長
- (5) 常務理事 若干人
- (6) 理事 若干人
- (7) 監事 1人

2 前項第 5 号から第 7 号までの委員は，会長が委嘱する。

(任期)

第 7 条 前条第 1 項第 5 号から第 7 号までの委員の任期は，当該発令日が属する年度の 3 月 31 日とする。

(委員長)

第 8 条 選考委員会に委員長を置き，会長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 9 条 選考委員会は，委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ，議事を開き，議決することができない。

2 選考委員会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは委員長の決するところによる。

(役員候補者の内諾)

第 10 条 第 4 条により理事会(案)として決定した役員候補者に対し，会長は速やかに本人の内諾を得るものとする。

(再選考)

第 11 条 前条の内諾を得られない場合等は，改めて選考を行うものとする。

(役員候補者の推薦)

第 12 条 理事会構成員は，選考委員会に役員候補者を推薦することができる。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか，役員候補者の選考に関し必要な事項は，理事会が別に定める。

附 則

この規程は，平成 22 年 1 月 4 日から施行する。